

政令第百十二号

関稅定率法第五條の規定による便益關稅の適用に関する政令の一部を改正する政令

内閣は、關稅定率法（明治四十三年法律第五十四号）第五條の規定に基づき、この政令を制定する。

關稅定率法第五條の規定による便益關稅の適用に関する政令（昭和三十年政令第二百三十七号）の一部を次のように改正する。

別表アジアの項中「台湾」を削る。

附 則

この政令は、平成十四年四月一日から施行する。